

第 27 回全国農業担い手サミット in かがしま印刷業務委託仕様書

1 目的

全国の農業の担い手が一堂に会し、農業経営の現況や課題についての認識を深めるとともに、相互研鑽・交流を行い、自らの農業経営の改善と地域農業の発展に資すること目的として、令和 7 年度に開催する第 27 回全国農業担い手サミット in かがしまの円滑な運営のため、印刷に関する業務の委託を行うものとする。

2 委託業務の名称

第 27 回全国農業担い手サミット in かがしま印刷業務

3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

4 委託業務内容

下記の（1）から（13）までの印刷物に係る企画・制作とする。なお、納入・発送期限は次のとおりとする。

（1）～（7）、（13） 令和 7 年 6 月 24 日（火）

（8）～（12） 令和 7 年 10 月 3 日（金）

（1）ポスター

規 格：B 2 版（縦デザイン） 4 色フルカラー片面刷り

紙 質：再生コート紙（コート紙可） 110kg

印刷部数：2,500 部

そ の 他：ア 「大会ロゴマーク」を使用し、大会テーマと鹿児島県を代表する農畜産物を組み合わせた内容とする。

イ 校正 2 回以上

ウ 表示すべき情報

（ア） 大会名：第 27 回全国農業担い手サミット in かがしま

（イ） 大会テーマ：日本の未来を語ろう！南の宝箱 鹿児島で
～共に創ろう！新しい農業のカタチ～

（ウ） 主催者名：第 27 回全国農業担い手サミット in かがしま実行委員会
一般社団法人全国農業会議所

（エ） 開催期日：令和 7 年 10 月 23 日（木）・24 日（金）

（オ） 全体会会場名：川商ホール（鹿児島市民文化ホール）

（カ） 地域交流会会場名：「県内 6 地域」と掲載

（キ） 検索バーイラスト：「農業担い手サミット in かがしま」の文字

（ク） 「いきいきファーマー」ロゴ

※ <http://www.nefam.jp/logomark.html> からダウンロード可

（2）チラシ

規 格：A 4 版（縦デザイン） 4 色フルカラー両面刷り

紙 質：コート紙 46.5kg

印刷部数：12,000 部

その他：ア 表紙デザインはポスターと同一とする。また、表示すべき情報も上記
(1) ア、ウと同様とする。

イ 裏面には、開催概要及び地域交流会マップを掲載。提供する情報を基
に適宜デザインすること。なお、地域交流会マップの作成も業務に含
む。

ウ 校正2回以上

(3) 開催案内パンフレット

規 格：A4版 4色フルカラー両面刷り 32ページ（中綴じ）

紙 質：コート紙 57.5kg

印刷部数：7,000部

その他：ア 表紙デザインはポスターと同一とする。また、表示すべき情報は上記
(1) ア、ウと同様とする。ただし、「開催案内」と表示すること。

イ 校正2回以上

ウ 各ページの掲載内容は概ね以下のとおりとし、「第27回全国農業担い
手サミット in かがしま実行委員会事務局」（以下「事務局」という。）か
ら提供を受けたデータ及び素材をわかりやすく配置、デザインするこ
と。

(ア) 表紙

(イ) 1ページ：目次

(ロ) 2ページ：大会テーマ、開催目的、主催、後援など

(ハ) 3～4ページ：地域交流会マップ、参加経費、申込方法など

(ニ) 5～27ページ：地域交流会、現地研修会案内など

(ホ) 28～30ページ：鹿児島県の紹介、離島ツアー案内など

(ヘ) 裏表紙：鹿児島県へのアクセスマップ、会場へのアクセス、シャトル
バス案内、問合せ先など

エ 掲載する文章、写真などの素材は事務局が提供するが、案内図やマップ
等は受託者が制作するものとする。ただし、全体の配置及びデザインにつ
いては、事務局と協議の上、決定する。

(4) 申込要領（県内離島・県外用）

規 格：A4版 単色両面刷り 12ページ（中綴じ）

紙 質：色上質紙（みず色） 中厚口

印刷部数：5,700部

その他：ア 表紙デザインはポスターと連動させ、共通したイメージを持つことの
できるデザインとすること。

イ 全体会場へのアクセス図、会場周辺図は受託者が用意すること。

シャトルバス案内は事務局が提供する情報をもとに作成すること。

ウ 全体会場へのアクセス図、会場周辺図、シャトルバス案内図以外の原稿
は事務局から提供するが、配置などのデザインについては、事務局と協議
の上、決定する。

(5) 申込要領（県内本土用）

規 格：A4版 単色両面刷り 8ページ（中綴じ）

紙 質：上質紙（白） 中厚口

印刷部数：1,000 部

その他：ア 表紙デザインはポスターと連動させ、共通したイメージを持つことのできるデザインとすること。

イ 全体会場へのアクセス図、会場周辺図は受託者が用意すること。
シャトルバス案内は事務局が提供する情報をもとに作成すること。

ウ 全体会場へのアクセス図、会場周辺図、シャトルバス案内図以外の原稿は事務局から提供するが、配置などのデザインについては、事務局と協議の上、決定する。

(6) 封筒（長3型）

紙 質 等：ケント（白）※中身が見えない色 紙厚 85 単色刷り テープ糊付き

印刷部数：300 部

その他：ア ポスターデザインと連動させ、共通したイメージを持つことのできるデザインとすること。

イ 表示すべき情報

(ア) 大会テーマ

(イ) 開催期日

(ウ) 「いきいきファーマー」ロゴ

(エ) 大会ロゴマーク

(オ) 第27回全国農業担い手サミット in かごしま実行委員会事務局
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
(鹿児島県農政部経営技術課内)

(カ) 郵便番号枠

(7) 封筒（角2型）

紙 質 等：ケント（白）※中身が見えない色 紙厚 85 単色刷り テープ糊付き

印刷部数：3,000 部

その他：ア ポスターデザインと連動させ、共通したイメージを持つことのできるデザインとすること。

イ 表示すべき情報は、上記（6）イと同様とする。

(8) 大会資料

規 格：A4版 4色フルカラー両面刷り 32ページ（中綴じ）

紙 質：コート紙 57.5kg

印刷部数：2,300 部

その他：ア 表紙デザインは、ポスターと同一とする。また、表示すべき情報も上記（1）ア、ウと同様とする。ただし、「大会資料」と表示すること。

イ 校正2回以上

ウ 各ページの掲載内容は概ね以下のとおりとし、事務局から提供を受けたデータ及び素材を見栄えよく配置すること。

(ア) 表紙

(イ) 1ページ：大会テーマ、開催目的、主催、後援など

(ウ) 2ページ：協賛企業など

- (エ) 3 ページ：大会日程など
- (オ) 4～13 ページ：主催者あいさつ、祝辞、全国優良経営体表彰関係、担い手メッセージ、講演概要 など
- (カ) 14 ページ：サミット宣言
- (キ) 15～20 ページ：地域交流会紹介など
- (ク) 21～30 ページ：協賛者広告 ※協賛数によって前後する場合がある。
- (ケ) 裏表紙：地域交流会案内マップ

(9) 会場案内リーフレット

規 格：A4版 4色フルカラー両面刷り

紙 質：コート紙 46.5kg

印刷部数：2,300部

そ の 他：ア 表面は、会場全体図、全体会場の退出順について、分かりやすくレイアウトすること。

イ 裏面は、全体会場案内図及び参加者座席表について、分かりやすくレイアウトすること。

ウ 掲載する情報は事務局が提供するが、イラスト及びマップ作成等は受託者が行うこと。

(10) 資料袋

規 格：300mm×450mm 透明ポリエチレン 50 μ 持ち手穴有り 単色片面刷り

印刷部数：2,300部

そ の 他：ア デザインは、ポスターデザインと連動させ、共通したイメージを持つことの出来るデザインとすること。

イ 表示すべき情報

大会テーマ、開催期日、「いきいきファーマー」ロゴ、大会ロゴマーク、主催者名

ウ 既製品への印刷可

(11) 中央交流会リーフレット

規 格：A4版 4色フルカラー両面刷り

紙 質：コート紙 110kg

印刷部数：150部

そ の 他：ア 掲載する情報は事務局が提供する。

イ 表示すべき情報

(ア) 大会名、中央交流会

(イ) 中央交流会 次第

(ウ) 開催者名

(エ) 大会ロゴマーク

(オ) お品書き

※ 会場で提供・装飾するものを想定して作成する。

(ア)～(エ)、(オ)は、それぞれ同じ紙面上で作成する。

レイアウトについては、事務局と協議の上、決定する。

- (12) スタッフジャンパー (ベスト)
規 格：ナイロン 単色刷り (背中及び左胸)
フリーサイズ
印刷枚数：500 着
そ の 他：実行委員会がデザインを提供する。

- (13) のぼり旗
規 格：テトロンポンジ 600mm×1,800mm ※ポール, のぼり台不要
印刷部数：300 部
そ の 他：大会ロゴマーク, 大会テーマ, 大会名, 開催期日を表示すること。

5 納入場所

- (1) 事務局へ納品すること。
(2) 前項4 (1)～(5)は事務局への納品の他, 県内外への仕分け・梱包・発送あり。
(3) ポスター, チラシ, 開催案内パンフレット, 申込要領については, ホームページ及び大会記念誌への掲載を予定しているため, P D F形式にてデータを提出すること。

6 特記事項

- (1) 前項4の(8), (9), (11)に関するデータは, 7月以降に順次提供する予定だが, データの修正は, 8月下旬頃まで生じる可能性がある。

7 仕分け・梱包先

- (1) 前項4の(1)～(5)の印刷物の仕分け・梱包・発送先は別紙①のとおりとする。詳細については, 事務局から連絡を行い, 協議することとする。
(2) 前項4(6)～(13)の印刷物の納品先は事務局とする。
(3) 仕分け・梱包・発送に係る経費は委託費に含める。

8 著作権

- (1) 今回契約によって作成・納品された著作物の著作権については, 全て「第27回全国農業担い手サミット in かがしま実行委員会」(以下「実行委員会」という。)に帰属することとし, あらゆる媒体において, 実行委員会が自由に使用できるものとする。
なお, 実行委員会が解散した場合, 当該著作権については, 鹿児島県に承継されるものとする。
(2) 著作権等の権利の譲渡に係る対価は委託費に含める。

9 受託者の責務

- (1) 受託者は, 契約締結後速やかに責任者を選任し, 実行委員会事務局に届け出るものとする。なお, 責任者には, 本業務を実施するために必要な能力・経験を有する自社の者を選任するものとする。
(2) 受託者は, 不測の事態により定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合には, 遅滞なくその旨を実行委員会事務局へ連絡し, その指示に従うものとする。
(3) 受託者は, 業務の過程において実行委員会事務局から指示された事案については, 迅速かつ的確に実施するものとする。

- (4) 受託者は、本事業に関連した個人情報等の取扱いについては、別記②「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 受託者は運営内容に予測しない変更が生じた場合は、実行委員会事務局と協議の上、これを解決するものとする。
- (6) 仕様書に記載のある事項について実施できない、又は記載された期限内の実行が遅延した場合などについては違約金が発生する。額については実行委員会事務局と協議の上、決定する。

10 秘密保持等

- (1) 本業務を実施するに当たって、業務上知り得た情報の開示、漏洩を防ぎ、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、それに伴う弁財等の措置はすべて受託者が負担すること。
- (3) この項目について受託者は、前項3履行期間の終了後においても同様とする。

11 その他

- (1) この仕様書に規定のない事項については、事務局と協議の上、決定するものとする。
- (2) 令和6年度佐賀県における大会で使用した印刷物は、事務局において随時閲覧可能。
- (3) 仕様書内の色については、レザック 66 色見本より抜粋。類似の色でも可。

別記① 印刷物梱包・発送先一覧

配布先及び1箇所あたりの配布部数

No	宛先		箇所数	1箇所あたりの配布部数				
				ポスター	チラシ	開催案内	申込要領 (県外・県 内離島)	申込要領 (県内本 土)
1	各都道府県担い手サミット窓口組織	各都道府県	46	1	1	1	1	
2	各都道府県	北海道	1	185	555	555	555	
		都道府県	45	34	100	100	100	
3	全国後援団体	東京都	22	1	5	2	2	
4	全国後援団体(報道各社)	東京都	3	1	5	2	2	
5	協賛団体	県内						
6	農政局	県外9, 県内1	10	5	11	5	5	5
7	全国実行委員会組織	東京都	2	2	10	3	3	
8	県内実行委員会組織	県内	22	2	10	2		2
9	各地域運営委員会	県内	6	10	100	50		25
10	各市町村(本土25市町村)	県内	25	5	50	10		10
	各市町村(離島18市町村)	県内	18	5	50	10	10	
11	各市町村農業委員会(本土25市町村)	県内	25	2	20	5		5
	各市町村農業委員会(離島18市町村)	県内	18	2	20	5	5	
12	各農業協同組合(本土11組合)	県内	11	5	150	20		10
	各農業協同組合(離島2組合)	県内	2	5	150	20	10	
13	実行委員会事務局	鹿児島県庁	1	200	500	200	200	100

配布・発注部数

No	宛先		配布部数				
			ポスター	チラシ	開催案内	申込要領 (県外・県 内離島)	申込要領 (県内本 土)
1	各都道府県担い手サミット窓口組織	各都道府県	46	46	46	46	0
2	各都道府県	北海道	185	555	555	555	0
		都道府県	1,530	4,500	4,500	4,500	0
3	全国後援団体	東京都	22	110	44	44	0
4	全国後援団体(報道各社)	東京都	3	15	6	6	0
5	協賛団体	県内	0	0	0	0	0
6	農政局	県外9, 県内1	50	110	50	45	5
7	全国実行委員会組織	東京都	4	20	6	6	0
8	県内実行委員会組織	県内	44	220	44	0	44
9	各地域運営委員会	県内	60	600	300	0	150
10	各市町村(本土25市町村)	県内	125	1,250	250	0	250
	各市町村(離島18市町村)	県内	90	900	180	180	0
11	各市町村農業委員会(本土25市町村)	県内	50	500	125	0	125
	各市町村農業委員会(離島18市町村)	県内	36	360	90	90	0
12	各農業協同組合(本土11組合)	県内	55	1,650	220	0	110
	各農業協同組合(離島2組合)	県内	10	300	40	20	0
13	実行委員会事務局	鹿児島県庁	200	500	200	200	100
必要部数			2,464	11,590	6,610	5,692	784
余部数			36	410	390	8	216
発注部数			2,500	12,000	7,000	5,700	1,000

※宛先は見込みのため、箇所数等は増減する可能性があります。

別記②

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく

一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である第27回全国農業担い手サミットinかごしま実行委員会を、「乙」は受託者をいう。